

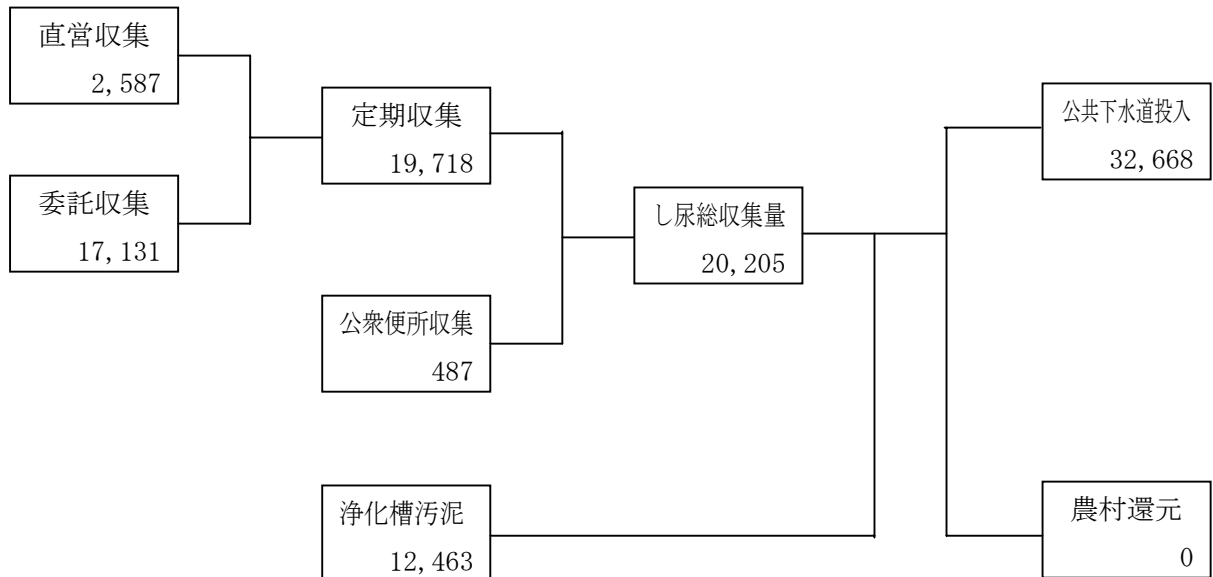
第7 し尿処理

第7 し尿処理

1 処理実績

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図

【平成19年度実績（単位：kℓ）】



(2) 収集実績

（単位：kℓ）

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
直営	14,756	13,970	12,904	11,820	7,346	6,831	5,552	5,184	3,794	3,074
委託	16,877	16,621	14,863	14,247	16,718	16,589	16,566	17,776	18,392	17,131
計	31,633	31,591	27,767	26,067	24,064	23,420	22,118	22,960	22,186	20,205

(3) 処理実績

（単位：kℓ）

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
下水道投入	31,619	30,583	27,749	26,052	24,064	23,415	22,111	22,960	22,184	20,205
農村還元	14	8	18	15	11	5	7	0	2	0
し尿計	31,633	30,591	27,767	26,067	24,075	23,420	22,118	22,960	22,186	20,205
浄化槽汚泥 (下水道投入)	21,725	21,537	17,774	16,047	16,507	14,796	13,750	15,054	15,059	12,463
合計	53,358	52,128	45,541	42,114	40,582	38,216	35,868	38,014	37,245	32,668

(4) 収集対象戸数

（単位：世帯）

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
直営	5,803	5,405	5,144	4,917	2,693	2,572	1,842	1,755	665	662
委託	5,837	5,438	5,071	4,757	6,489	6,135	6,452	7,063	7,554	7,207
計	11,640	10,843	10,215	9,674	9,182	8,707	8,294	8,818	8,219	7,869

2 処理計画

本市では、公共下水道整備による水洗化の進捗により、年々、し尿収集対象世帯数は減少しているが、山間部などの未水洗化世帯、約 7,000 世帯がし尿収集を必要としており、し尿を衛生的に処理し、生活環境を保全するため、概ね月 2 回、15 日ごとに定日収集を実施している。ただし、下水処理区域となつて 3 年を経過した地区については、概ね 20 日ごとの収集としている。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥については、し尿前処理施設へ投入し、液体分と固体分に分離した後、液体分は貯留槽に蓄え、夜間に下水道に均等放流し、下水処理場において終末処理を行っている。

【収集・運搬及び処理計画】

	収集・運搬			処 理	
	処理主体	量	対象世帯数	処理方法	量
し 尿	市	19,000kl／年	7,328 世帯	下水道投入	19,000kl／年
浄化槽汚泥	許可業者	14,200kl／年	3,176 世帯	下水道投入	14,200kl／年

【施設の概要】

施設名称	形 式	処理能力	所 在 地
し尿前処理施設 (旧生活環境事務所)	下水道投入方式	1,250kl／日	京都市南区西九条森本町 83 番地

3 手数料

当初は収集量に応じ手数料をその場で徴収し、直営、業者それぞれの収入としていたが、昭和 41 年の制度改正により、業者の許可制を委託制に切り替えたのを機会に手数料の徴収は市が行うこととし、料金体系についても従前の従量制に加え定額制を採用した。

また、手数料の納入方法については、口座振替制、納付制及び臨宅制としていたが、平成 8 年度末に臨宅制を廃止し、平成 9 年 4 月から口座振替制及び納付制としている。

区 分			単 位	手数料
人数に基づき算定する場合 【定額制】		便所を使用する者(以下「使用者」という。)が 2 人以内のとき	1 月	700
		使用者が 3 人以上のとき	1 人につき 1 月	350
収集量に基づき算定する場合 【従量制】	定期的に収集するとき。	1 月の収集量が 200 リットル以下のとき	1 月	1,500
		1 月の収集量が 200 リットルを超えるとき	1 月 100 リットルまでごと	750
	臨時に収集するとき。	1 回の収集量が 200 リットル以下のとき	1 回	1,500
		1 回の収集量が 200 リットルを超えるとき	1 回 100 リットルまでごと	750

4 公衆便所等

(1) 公衆便所維持管理

環境局所管の公衆便所は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 79 箇所（水洗式 69 箇所、浄化槽式 4 箇所、くみ取り式 6 箇所）を市内に設置している。

公衆便所の清掃については、地元清掃を行っている 4 箇所の公衆便所を除き、原則毎日 1 回清掃を行っており、繁華街や観光地等利用者が特に多い 32 箇所の公衆便所については、毎日曜日に 1 日 3 回清掃を実施し、清潔で快適な公衆便所の維持に努めている。

さらに、公衆便所の故障やトラブル等に迅速に対応するため、公衆便所の定期的な巡視業務や、緊急時の連絡体制を確保し、適切な維持管理に努めている。

(2) 公衆便所整備

老朽化した公衆便所の計画的な改修や、公衆便所の新設等を行っている。

＜平成 19 年度整備＞

大原野公衆トイレ（西京区大原野南春日町）【新設】

＜平成 20 年度整備予定＞

四条大橋東詰公衆トイレ【改修】

出町柳駅前公衆トイレ【改修】

(3) 完全自動洗浄式有料トイレ

完全自動洗浄式有料トイレは、新しい公衆衛生サービスを市民・観光客に提供するため、平成 16 年 3 月に市内 2 箇所に導入した。平成 19 年 3 月には、新たに清水寺境内に 1 箇所設置した。

【有料トイレの概要】

公衆便所名	設置場所	設置概要	利用料金
J R 二条駅前広場	中京区西ノ京梅尾町	オートマチック式 (完全自動洗浄)	1 回 100 円 (最大 20 分)
阪急嵐山駅前	西京区嵐山西一川町		
きよみず快適トイレ	東山区清水一丁目		

(4) 観光トイレ制度

京都市周辺部の観光・行楽地では、市民・観光客の利便を図るため、私有トイレを所有者の協力を得て一般に開放している。

【観光トイレ設置数（平成 20 年 4 月 1 日現在）】

行政区	設 置 箇 所	箇所数
北 区	雲ヶ畑（2 箇所），平野神社，府立植物園前	4 箇所
上京区	御霊神社	1 箇所
左京区	貴船神社，花脊大布施，花脊原地（2 箇所），大原，京都造形芸術大学，広河原（2 箇所），久多，南禅寺，八瀬	11 箇所
東山区	知恩院	1 箇所
山科区	日向大神宮，牛尾山	2 箇所
右京区	嵯峨鳥居本，広沢池バスプール，下中運動公園	3 箇所
合 計		22 箇所

(5) 移動便所貸付

公衆便所の代替として、災害時や防災訓練，市主催の行事，民間の行事等に対応するため，移動式便所を 12 台（普及型 7 台，和風型 5 台）保有しており，災害関係以外については有料で貸出しを行っている。

【移動便所貸付料】

	普及型	和風型
基本貸付料	31,300 円	32,400 円
2 日目以降貸付料	1,100 円	1,650 円